

熊本市墓地条例（昭和39年条例第34号）新旧対照表

改正後（案）	現行																																
目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 墓地の管理及び使用（第3条―第23条） 第3章 雑則（第24条―第28条） 附則 第1章 総則 （趣旨） 第1条 この条例は、本市の墓地の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置、位置及び名称） 第2条 本市は、墳墓の用に供するため墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき墓地を設置する。 2 前項の墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市花園墓地</td><td>熊本市西区花園4丁目</td></tr><tr><td>熊本市小峯墓地</td><td>熊本市中央区黒髪4丁目</td></tr><tr><td>熊本市立田山墓地</td><td>熊本市中央区黒髪7丁目</td></tr><tr><td>熊本市城山墓園</td><td>熊本市西区上代9丁目</td></tr><tr><td>熊本市清水墓園</td><td>熊本市北区清水新地7丁目</td></tr><tr><td>熊本市桃尾墓園</td><td>熊本市東区戸島町</td></tr><tr><td>熊本市浦山墓園</td><td>熊本市中央区黒髪7丁目</td></tr></table>	名称	位置	熊本市花園墓地	熊本市西区花園4丁目	熊本市小峯墓地	熊本市中央区黒髪4丁目	熊本市立田山墓地	熊本市中央区黒髪7丁目	熊本市城山墓園	熊本市西区上代9丁目	熊本市清水墓園	熊本市北区清水新地7丁目	熊本市桃尾墓園	熊本市東区戸島町	熊本市浦山墓園	熊本市中央区黒髪7丁目	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 墓地の管理及び使用（第3条～第16条） 第3章 雑則（第17条～第21条） 附則 第1章 総則 （趣旨） 第1条 この条例は、本市の墓地の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置、位置及び名称） 第2条 本市は、墳墓の用に供するため墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき墓地を設置する。 2 前項の墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市花園墓地</td><td>熊本市西区花園4丁目</td></tr><tr><td>熊本市小峯墓地</td><td>熊本市中央区黒髪4丁目</td></tr><tr><td>熊本市立田山墓地</td><td>熊本市中央区黒髪7丁目</td></tr><tr><td>熊本市城山墓園</td><td>熊本市西区上代9丁目</td></tr><tr><td>熊本市清水墓園</td><td>熊本市北区清水新地7丁目</td></tr><tr><td>熊本市桃尾墓園</td><td>熊本市東区戸島町</td></tr><tr><td>熊本市浦山墓園</td><td>熊本市中央区黒髪7丁目</td></tr></table>	名称	位置	熊本市花園墓地	熊本市西区花園4丁目	熊本市小峯墓地	熊本市中央区黒髪4丁目	熊本市立田山墓地	熊本市中央区黒髪7丁目	熊本市城山墓園	熊本市西区上代9丁目	熊本市清水墓園	熊本市北区清水新地7丁目	熊本市桃尾墓園	熊本市東区戸島町	熊本市浦山墓園	熊本市中央区黒髪7丁目
名称	位置																																
熊本市花園墓地	熊本市西区花園4丁目																																
熊本市小峯墓地	熊本市中央区黒髪4丁目																																
熊本市立田山墓地	熊本市中央区黒髪7丁目																																
熊本市城山墓園	熊本市西区上代9丁目																																
熊本市清水墓園	熊本市北区清水新地7丁目																																
熊本市桃尾墓園	熊本市東区戸島町																																
熊本市浦山墓園	熊本市中央区黒髪7丁目																																
名称	位置																																
熊本市花園墓地	熊本市西区花園4丁目																																
熊本市小峯墓地	熊本市中央区黒髪4丁目																																
熊本市立田山墓地	熊本市中央区黒髪7丁目																																
熊本市城山墓園	熊本市西区上代9丁目																																
熊本市清水墓園	熊本市北区清水新地7丁目																																
熊本市桃尾墓園	熊本市東区戸島町																																
熊本市浦山墓園	熊本市中央区黒髪7丁目																																

第2章 墓地の管理及び使用

(墓地使用者の資格)

第3条 墓地を使用することができる者は、本市に居住し、かつ、祖先の祭祀をつかさどるべき者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。

(墓地使用の公募)

第4条 市長は、墓地の使用について、規則で定める事項を告示し、公募を行うものとする。

2 前項の規定による公募の結果、使用申請者の数が使用させることができる区画数を超えるときは、公開抽選を行う。

(墓地使用の許可)

第5条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするに当たっては、その使用区画を指定するとともに、管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可は、公募により決定された者について行う。

4 前条及び前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事由があると認めるときは、公募によらないで使用の許可をすることができる。

(墓地使用の目的)

第6条 墓地は、墳墓の用に供する目的以外には使用してはならない。ただし、碑石等の建設については、この限りでない。

(行為の禁止)

第6条の2 墓地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。

(2) 墓地の施設及び設備を毀損し、滅失し、又は汚損すること。

第2章 墓地の管理及び使用

(墓地使用者の資格)

第3条 墓地を使用することができる者は、本市に居住し、かつ、祖先の祭祀をつかさどるべき者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。

(墓地使用の公募)

第4条 市長は、墓地の使用について、規則で定める事項を告示し、公募を行うものとする。

2 前項の規定による公募の結果、使用申請者の数が使用させることができる区画数を超えるときは、公開抽選を行う。

(墓地使用の許可)

第5条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするにあたっては、その使用区画を指定するとともに、管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可は、公募により決定された者について行う。

4 前条及び前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事由があると認めるときは、公募によらないで使用の許可をすることができる。

(墓地使用の目的)

第6条 墓地は、墳墓の用に供する目的以外には使用してはならない。ただし、碑石等の建設については、この限りでない。

【新規】

(3) 火災、爆発等の危険を生じおそれのある行為をすること。

(4) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、墓地の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

(墓地使用の制限等)

第7条 墓地の使用は、墓地使用の許可を受けた者1人について1箇所とし、その面積は、最高12平方メートルまでとする。

2 市長は、埋葬若しくは埋蔵の余地がないとき又は割地の都合で生じた箇所については、前項に規定する制限を超えて使用させることができる。

(使用料)

第8条 墓地使用の許可を受けた者は、次の区分による使用料を納付しなければならない。

墓地	種別	使用料
桃尾墓園	芝生墓地	1区画 600,000円
	一般墓地	1平方メートルにつき 120,000円
その他の墓地	一般墓地	1平方メートルにつき 80,000円

2 前項の使用料は、使用許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分割徴収することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、この条例に特別の定めがある場合又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の承継)

(墓地使用の制限等)

第7条 墓地の使用は、墓地使用の許可を受けた者1人について1箇所とし、その面積は、最高12平方メートルまでとする。

2 市長は、埋葬若しくは埋蔵の余地がないとき又は割地の都合で生じた箇所については、前項の制限を超えて使用させることができる。

(使用料)

第8条 墓地使用の許可を受けた者は、次の区分による使用料を納付しなければならない。

墓地	種別	使用料
桃尾墓園	芝生墓地	1区画 600,000円
	一般墓地	1平方メートルにつき 120,000円
その他の墓地	一般墓地	1平方メートルにつき 80,000円

2 前項の使用料は、使用許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分割徴収することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、この条例に特別の定めがある場合又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の承継)

第9条 墓地の使用権は、祖先の祭祀をつかさどるべき者が承継する場合を除くほか、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 祖先の祭祀をつかさどるべき者が、墓地の使用権を承継しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て許可を受けなければならない。

(工作物等の制限)

第10条 使用者（墓地使用の許可を受けた者及びその権利を承継したものをいう。以下同じ。）は、次_____に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 碑石等を除くほか、建物その他の工作物を建設し、改築し、又は移転すること。

(2) 墓地の地形を変えること。

(3) 樹木を植えること。

2 墳墓施設等の規格については、市長が別に定める。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、使用許可を受けたときは、速やかに墳墓施設等を設けなければならない。

2 使用者は、常に墓地を清潔にするとともに、墳墓施設等の保全に努めなければならない。

(使用許可の取消し)

第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき。

(2) 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。

(3) 許可の条件に違反したとき。

(4) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

第9条 墓地の使用権は、祖先の祭祀をつかさどるべき者が承継する場合を除くほか、他人に譲渡又は転貸してはならない。

2 祖先の祭祀をつかさどるべき者が、墓地の使用権を承継しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て許可を受けなければならない。

(工作物等の制限)

第10条 使用者（墓地使用の許可を受けた者及びその権利を承継したものをいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 碑石等を除くほか、建物その他の工作物を建設し、改築し、又は移転すること。

(2) 墓地の地形を変えること。

(3) 樹木を植えること。

2 墳墓施設等の規格については、市長が別に定める。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、使用許可を受けたときは、速やかに墳墓施設等を設けなければならない。

2 使用者は、常に墓地を清潔にするとともに、墳墓施設等の保全に努めなければならない。

(使用許可の取消し)

第12条 使用者が次の各号の一に該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき。

(2) 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。

(3) 許可の条件に違反したとき。

(4) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 使用することを許可された日から3年を経過しても墓地を使用しないとき。

(使用墓地の返還)

第13条 使用墓地が不用になったとき又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は、速やかに、当該使用墓地を原状に回復して返還しなければならない。

(使用料の返還)

第14条 使用者が、使用することを許可された日から3年以内にその全部を原状に回復して墓地を返還したときは、既に納付した使用料の2分の1に相当する額を返還する。ただし、当該墓地の返還が、第12条の規定による使用許可の取消し又は次条第1項の規定による改葬若しくは移転の命令に伴うものである場合は、この限りでない。

(改葬又は移転命令)

第15条 市長は、墓地の管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、使用者に対し墳墓の改葬又は碑石等の移転を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により改葬又は移転を命じようとするときは、あらかじめこれを通知し、及び代りに使用すべき他の箇所を指定しなければならない。

3 前項の場合において、市長が必要と認めたときは、補償金を交付することができる。

4 第1項の規定により難い事情があるときは、市長は、既に納付した使用料の全額を返還して使用墓地を返還させることができる。

(使用権の消滅)

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は消滅するものとする。

(5) 使用することを許可された日から3年を経過しても墓地を使用しないとき。

(使用墓地の返還)

第13条 使用墓地が不用になったとき又は前条の規定に基づき使用許可を取り消されたときは、使用者は、速やかに、当該使用墓地を原状に回復して返還しなければならない。

(使用料の返還)

第14条 使用者が、使用することを許可された日から3年以内にその全部を原状に回復して墓地を返還したときは、既に納付した使用料の2分の1に相当する額を返還する。ただし、当該墓地の返還が、第12条の規定による使用許可の取消し又は次条第1項の規定による改葬若しくは移転の命令に伴うものである場合は、この限りでない。

(改葬又は移転命令)

第15条 市長は、墓地の管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、使用者に対し墳墓の改葬又は碑石等の移転を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により改葬又は移転を命じようとするときは、あらかじめこれを通知し、及び代りに使用すべき他の箇所を指定しなければならない。

3 前項の場合において、市長が必要と認めたときは、補償金を交付することができる。

4 第1項の規定により難い事情があるときは、市長は、既に納付した使用料の全額を返還して使用墓地を返還させることができる。

(使用権の消滅)

第16条 次の各号の一に該当するときは、墓地の使用権は消滅するものとする。

(1) 使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても、祭祀を承継すべき者がいないとき。

(2) 使用者の住所が10年以上明らかでないとき。

2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該使用権に係る墳墓その他の物作を改葬し、又は移転することができる。

3 市長は、前項の規定により改葬し、又は移転しようとするときは、その1月前までにその旨を告示しなければならない。

4 第2項の規定による改葬又は移転前に従前の使用者の親族又は縁故者が、当該墓地を使用したい旨申し出たときは、市長は、当該使用権を承継させることができる。

5 前項の規定により使用権を承継しようとする者は、第8条に規定する使用料の額の2分の1の金額を納めなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 墓地の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第18条 前条の規定による指定を受けようとするものは、墓地の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 墓地の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮させるとともにそ

(1) 使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても、祭祀を承継すべき者がいないとき。

(2) 使用者の住所が10年以上明らかでないとき。

2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該使用権に係る墳墓その他の物作を改葬し、又は移転することができる。

3 市長は、前項の規定により改葬し、又は移転しようとするときは、その1月前までにその旨を告示しなければならない。

4 第2項の規定による改葬又は移転前に従前の使用者の親族又は縁故者が、当該墓地を使用したい旨申し出たときは、市長は、当該使用権を承継させることができる。

5 前項の規定により使用権を承継しようとする者は、第8条に規定する使用料の額の2分の1の金額を納めなければならない。

【新規】

【新規】

<u>の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u>	
<u>(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。</u>	
<u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u>	
<u>第19条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づ</u> <u>く規則その他市長が定めるところに従い、墓地の管理を行わなければならない。</u> <u>(指定管理者が行う業務)</u>	【新規】
<u>第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> <u>(1) 墓地の維持管理に関する業務</u> <u>(2) 第10条第1項ただし書に規定する許可に係る申請の受付に関する業務</u> <u>(3) 第24条に規定する土地の一時使用の許可に係る申請の受付に関する業</u> <u>務</u> <u>(4) 墓地、埋葬等に関する法律第14条第1項の規定による埋葬許可証、改</u> <u>葬許可証又は火葬許可証の受理に関する業務</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、墓地の管理運営上市長が必要と認める業務</u> <u>(協定の締結)</u>	【新規】
<u>第21条 指定管理者の指定を受けるものは、市と墓地の管理に関する協定を締</u> <u>結しなければならない。</u> <u>2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。</u> <u>(指定の取消し等に係る損害賠償)</u>	【新規】
<u>第22条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の</u> <u>全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて</u> <u>も、市は、その賠償の責めを負わない。</u> <u>(秘密保持義務等)</u>	【新規】
<u>第23条 指定管理者及び指定管理者の行う業務に従事している者又は従事して</u> <u>いた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の</u>	【新規】

2に規定するところにより個人情報適切に管理するほか、墓地の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3章 雑則

(土地の一時使用)

第24条 碑石等の建設又は墳墓の祭祀を行うため、墓地内の土地を一時使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(無縁墳墓の設置)

第25条 市長は、墓地内に無縁墳墓を設けることができる。

2 無縁墳墓を利用しようとする者は、市長に申請し、その指示に従わなければならない。

3 無縁墳墓に埋蔵された焼骨等は、原則として返還しない。

(使用料の減免)

第26条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条第1項若しくは第9条第2項又は**第24条**の許可を受けないで墓地を使用した者

(2) 正当な理由がなくて墓地の返還又は原状回復をしない者

(3) 墓地内の施設又は樹木を損傷した者

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第3章 雑則

(土地の一時使用)

第17条 碑石等の建設又は墳墓の祭祀を行うため、墓地内の土地を一時使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(無縁墳墓の設置)

第18条 市長は、墓地内に無縁墳墓を設けることができる。

2 無縁墳墓を利用しようとする者は、市長に申請し、その指示に従わなければならない。

3 無縁墳墓に埋蔵された焼骨等は、原則として返還しない。

(使用料の減免)

第19条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(罰則)

第20条 次の各号の一に該当する者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条第1項若しくは第9条第2項又は**第17条**の許可を受けないで墓地を使用した者

(2) 正当な理由がなくて墓地の返還又は原状回復をしない者

(3) 墓地内の施設又は樹木を損傷した者

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。